

幼稚園教諭免許・保育士資格の併有促進について

免許・資格の併有促進（現行）

現在、令和6年度末までの特例措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験（3年かつ4,320時間以上）を持つ方の免許・資格の取得要件を緩和しています。

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



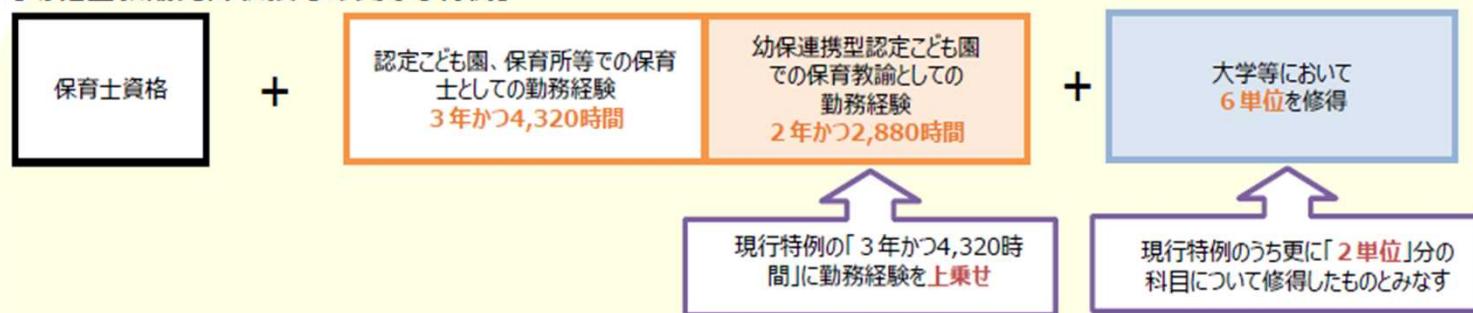
【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



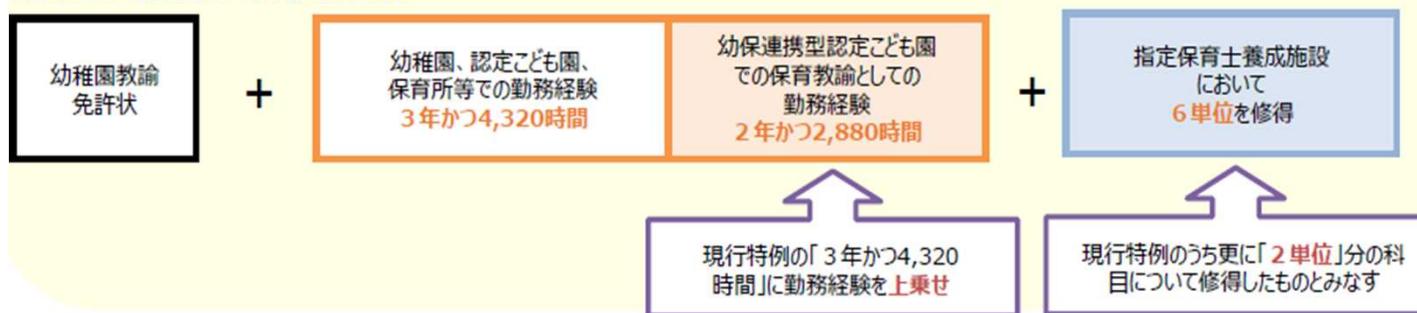
免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

令和5年度から、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭等（助保育教諭を含む。）としての一定の勤務経験（2年かつ2,880時間以上）を持つ方については、大学や指定保育士養成施設等で修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす新たな特例が措置されました。

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



幼保連携型認定こども園の保育教諭等は幼稚園免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則となっています。計画的な免許・資格の取得をお願いいたします。

参考

文部科学省HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

こども家庭庁HP : <https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>